

# 障がい者医療費助成制度

## ◆助成内容◆

- ・病院・調剤薬局（処方箋を要するもの）等を利用した場合に、保険の効くものについて支払われた金額を助成します。
- ・入院時の食事療養費に係る標準負担額を助成します。

## ◆対象者について◆

- ・身体障害者手帳1～3級の者 又は 知能指数50以下と判定された者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の者（通院分のみの助成となります）

## ◆資格証の更新について◆

受給資格の有効期限は、毎年8月31日となりますので、9月に更新します。

## ◆申請の仕方について◆

- ・医療費助成を受けるには、医療機関・薬局などで、受給資格者証を提示してください。領収証明書は医療機関から直接役場へ郵送されます。  
(三重県内医療機関の場合)
- ・県外医療機関で受診された時は、役場に領収証明書を取りに来ていただき、(医療機関に置いている場合もあります。) 証明書を医療機関で書いてもらい、役場に提出してください。(証明書料は助成対象となる証明書1枚につき二百円を限度に助成します。)  
保険診療分の分かる領収証の原本でも申請できますが、1ヶ月分ごとにまとめてご提出下さい。
- ・領収証明書または領収証を毎月15日までに出していただければ、助成金の振り込みはその月の末日になります。(ただし、医療費は月ごとに計算するので、受診月の翌月以降でないと申請できません。)

## ◆支払いについて◆

- ・助成金の支払いは毎月の末日（末日が土・日・祝日の場合は、その前の平日）

## ◆各種変更について◆

保険証の変更・住所の変更・振込口座の変更等が発生した場合には、受給資格証をご持参のうえ役場までお越しください。

- ※ 助成申請のできる期間は、病院（薬局）にかかるてから2年間です。
- ※ 転入などにより、紀宝町で所得が判定できない場合は、所得課税証明書が必要です。
- ※ 転出・資格喪失で有効期限の切れた受給資格者証は、福祉課までお返しください。

## 6 5歳以上重度心身障がい者医療費助成制度

### ◆助成内容◆

- ・病院・調剤薬局（処方箋を要するもの）等を利用した場合に、保険の効くものについて支払われた金額を助成します。
- ・入院時の食事療養費に係る標準負担額を助成します。

### ◆対象者について◆

- ・身体障害者手帳1～3級か知能指数50以下と判定された者で後期高齢者医療制度の対象者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の者で後期高齢者医療制度の対象者（通院分のみの助成となります）

### ◆資格証の更新について◆

- ・受給資格の有効期限は、毎年8月31日までとなりますので、9月に更新します。

### ◆申請の仕方について◆

- ・医療機関で受診されるにあたり特に申請の手続きをする必要はありません。三重県後期高齢者医療広域連合から送られてくる受診一覧表（受診されたすべての医療機関の情報が載っています）を基に医療費を助成いたします。

### ◆支払いについて◆

- ・支払は毎月の末日（末日が土・日・祝日の場合は、その前の平日）
- ・病院（薬局）にかかるてから助成金支払いまでに、3～4ヶ月かかります。

### ◆各種変更について◆

保険証の変更・住所の変更・振込口座の変更等が発生した場合には、受給資格証をご持参のうえ役場までお越しください。

※ 転入などにより、紀宝町で所得が判定できない場合は、所得課税証明書が必要です。

※ 転出・資格喪失で有効期限の切れた受給資格者証は、福祉課までお返しください。